

障害馬術コースデザイナー規程 主な改定箇所 (令和 7 年 4 月 1 日付施行予定)

令和 7 年 3 月 17 日
令和 7 年 4 月 3 日 (追記)
障害馬術本部

(目的)

第 1 条 本規程は、本連盟の登録個人会員が主催競技会および公認競技会における障害馬術コースデザイナー（以下、「コースデザイナー」という）として従事するための基礎養成を行うこと、およびコースデザイナーとしての任務を明確にすることを目的とする。

＜第 2 条～4 条は現行通り＞

(登録)

第 5 条 コースデザイナー講習会（以下、実地講習会、実務研修を含む）を受講し検定試験に合格した者は、合格通知を受けた日から概ね 1 ヶ月以内に申請の手続きを行うものとする。なお、合格通知の発行後、3 ヶ月を経過しても登録申請がない場合は、検定試験の合格を無効とする。

＜第 6 条～7 条は現行通り＞

(更新)

第 8 条 コースデザイナー資格の更新は、有効期間内に以下の要件を満たし、有効期間が満了となる年度に更新手続きを行うものとする。

- ① コースデザイナー講習会を 1 回以上受講
- ② 当連盟主催競技会において実務研修に 2 日間以上参加（審判長限定コースデザイナー有資格者は除く）
- 2 主催競技会における研修日数は 2 日間を有効とし、担当コースデザイナーの指揮下において競技役員として従事した日数も対象とする（1 回の主催競技会で実務研修の要件を満たすことができる）。
- 3 更新時において前項の要件を満たしていない場合には、第 12 条に定める登録手続きを行うことはできない。

＜第 9 条～15 条は現行通り＞

(資格の復活)

第 16 条 第 11 条②により資格を失効した者（更新時に要件を満たさず資格を失効する者を含む）については、コースデザイナー講習会を受講し、該当する区分の試験を受験し合格することにより失効した資格を復活することができる。ただし、失効後 6 年を経過した場合は、新規対象者となる。

- 2 前項の試験に合格した者は、合格後 1 年以内に、第 8 条第 1 項②の実務研修の要件を満たすことにより失効した資格を復活することができる。

<第 17 条は現行通り>

(講習会受講の免除)

第 18 条 以下の要件を満たす者については、更新講習会の受講及び実務研修を免除する。

- ① 講習会ディレクターリストにある者で、資格の有効期間内にコースデザイナー講習会の講師を務めた者
- ② 国際コースデザイナー Level 2 以上の資格を有する者
- ③ S 級コースデザイナーの資格を有する者
- ④ 審判長限定のコースデザイナー資格者として更新を希望する場合は、障害馬術本部が開催する審判長研修会を有効期限内に 1 回以上受講することによりコースデザイナー講習会の受講を免除する。

第 19 条 国際障害馬術コースデザイナー資格者の養成については、障害馬術本部が原則として 1 級以上のコースデザイナー資格者の中より選定し、講習会の受講申し込みを当連盟事務局より行うものとする。

<第 20 条～22 条は現行通り>

別表 2

障害馬術コースデザイナー資格付与基準

級	取得要件	従事範囲
S	次の要件を満たす者 ① 1 級コースデザイナー資格を有していること。 ② 概ね 1 年間に主催競技会のアシスタントコースデザイナーを 2 競技会以上、公認競技会(2★以上) の障害コースデザイナーを 3 競技会以上経験した <u>十分な実績をもった者</u> で、障害馬術本部の審査を経て資格委員会が認めた者。	別表の通り
1	次の要件を満たす者 ① 2 級コースデザイナー資格を有していること。 ② 概ね 1 年間に、主催競技会のアシスタントコースデザイナーまたは実務研修を 1 競技会以上、公認競技会(3★以上) のアシスタントコースデザイナーを 3 競技会以上経験し <u>十分な実績をもっていること</u> 。 ③ 講習会を受講し、試験に合格した者。	別表の通り
2	次の要件を満たす者 ① 18 歳以上で日本馬術連盟の会員、かつ審判員資格 3 級以上の資格を有していること。 ② 講習会を受講し、試験に合格した者。	別表の通り

審判長限定	コースデザイナー講習会の審判長限定指定講習を受講し、試験に合格した者。	1 級以上の審判員資格と併せ持つことにより公認障害馬術競技会の審判長の任にあたることできる なお、コースデザイナーおよびアシスタントコースデザイナーの実務に従事できない
-------	-------------------------------------	---

※上表における主催競技会への従事期間（アシスタントコースデザイナーまたは実務研修）は、競技会開催期間以上とする。担当コースデザイナーの指揮下において競技役員として従事した日数も対象とする。

障害馬術コースデザイナー養成講習会開催内規

1 本講習会は、年度内に 1 回以上開催し、コースデザイナーの養成及び技能の向上を図る。

~~2 本講習会は、座学により実施し、必要に応じ実地講習を行う。~~

2 本講習会は、概ね以下の内容により行う。

- (1) コースデザイナーの基本・役割
- (2) 審判とコースデザイナーの関わり(ルール改訂含む)
- (3) 障害物の構成
- (4) 障害物の配置とライン
- (5) コースプランのポイント
- (6) コースプランの作成と分析

3 講習日数は、更新・復活は 1 日以上、新規・昇格は 2 日以上の構成とする。

<各級の従事範囲 別表>

級		国スポ県大会 ／ブロック大会	公認 1★	公認 2★	公認 3★	公認 4★	主催大会 国スポ
2	CD	×	×	×	×	×	×
	アシスタント CD	○	○	○	○	○	○
1	CD	○	○	○	○	×	×
	アシスタント CD	○	○	○	○	○	○
S	CD	○	○	○	○	○	○
	アシスタント CD	○	○	○	○	○	○

○・・・従事できる ×・・・従事できない

令和 8 年度（2026 年度）からの改正について（予告）

＜改正点＞

- 1 2 級コースデザイナーの取得要件として、基礎レベルの知識の習得を目的とした「3 級コースデザイナー」資格を設ける予定。

＜改正の趣旨＞

- 1 3 級クラスを設けることにより、広くコースデザインの知識を醸成し、新規受講者の増多を期待する。
- 2 2 級コースデザイナーには知識の習得を主目的とする者もいるが、令和 4 年に資格更新の要件として実務研修の受講を義務付ける改正を行ったことで、実務研修の受講を充足できず資格更新を断念してしまう場合が懸念された。そのため、更新要件に実務研修受講を必要としない 3 級資格を設け、基礎レベルの知識習得の啓発を図るとともに次のステップ（2 級コースデザイナー）への足掛かりとなる資格とする。